

## 第4編 人事(大月都留広域事務組合職員任用規則)

### ○大月都留広域事務組合職員任用規則

(平成16年8月5日規則第1号)

#### 第1章 総則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、大月都留広域事務組合職員(以下「職員」という。)の任用に関する規準について必要な事項を定めるものとする。

(任用の根本基準)

**第2条** 職員の任用はその者の受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行い、もって事務能率の増進を図る。

(用語の意義)

**第3条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 採用 新たに職員の職に任命することをいう。

(2) 昇任 職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に任命することをいう。

#### 第2章 採用

(採用資格)

**第4条** 職員を次表に掲げる職に採用しようとする場合は、当該欄に規定する学歴又は経験年数を有するもので、最高年齢に達しない者を採用資格とする。

職名	学歴	経験年数	最高年齢
事務吏員 技術吏員	新制大学卒業以上又はこれと同等以上の資格	新制中学校卒業の場合は10年 同高等学校卒業の場合は6年以上	40歳
事務員 技術員	新制高等学校卒業以上又はこれと同等以上の資格	新制中学校卒業の場合は4年以上	30歳
技能員			40歳

2 前項に規定する経験年数の計算は大月市の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和40年規則第15号。以下「大月市規則」という。)別表第8の規定を適用する。

(採用方法)

**第5条** 職員の採用は、必ず競争試験又は選考によらなければならない。

2 前項の採用について競争試験によるか選考によるかは、補充しようとする職員の職の性質等により決定する。

(競争試験の目的)

**第6条** 競争試験は、職務遂行の能力及びその能力の順位を正確に判断するために行う。

(競争試験の方法)

**第7条** 競争試験は、職務の性質、知識の必要度に応じ次の各号に掲げる方法の一により行う。

(1) 筆記試験及び身体検査

(2) 口述試験及び身体検査

(3) 第1号及び第2号の併用

2 筆記試験、口述試験に合格しないものは、身体検査を受けることができない。

3 試験の科目、内容、その他必要な事項については別に定める。

(採用試験の公告)

**第 8 条** 採用試験を実施するときは、その試験の内容を大月都留広域事務組合公告式条例(昭和 42 年条例第 4 号)に定める掲示場に公告するほか、必要に応じて大月市広報及び都留市広報又は新聞への掲載その他の方法を併せて行うことができる。

(受験申込)

**第 9 条** 採用試験を受けようとする者は、受験申込書に次の書類を添えて申し込まなければならない。

(1) 履歴書(申込前 6 ヶ月以内に撮影した上半身脱帽の写真添付)

(2) 住民票の抄本

(3) 学校卒業証明書又は資格証明書若しくはこれを証する書類

(4) 成績証明書

(5) 健康診断書

(採用候補者名簿)

**第 10 条** 採用試験に合格した者(選考による者を除く。)は、採用候補者名簿に登載するものとする。

2 採用候補者名簿に登載されたときから 1 年以内において組合長が定める有効期間中採用される資格を有する。ただし、搭載されたときから 3 月以上を経過したものは、新たに身体検査に合格した者でなければ採用しない。

3 採用候補者から採用すべき者の決定は、採用すべき者 1 人につき高点順の志願者 5 人のうちから選考して行う。

(選考により採用される職)

**第 11 条** 次の各号の一に該当する職への採用は、選考により行うことができる。

(1) 次長以上の職

(2) 特別な技能、学識経験を要する職

(3) 特殊な労務に従事する職で競争試験を不相当と認めるとき

(条件付採用)

**第 12 条** 職員の採用はすべて条件付とし、その職員がその職において 6 月を良好な成績で勤務したとき正式任用とする。

2 採用した職員の条件付採用の期間中著しく職務遂行に支障があると認める場合は、更に 6 月に至るまで延長することができる。

### 第 3 章 昇任

(昇任の資格)

**第 13 条** 級別資格基準表に規定する基準年数に達した者は、昇任資格があるものとする。

2 第 1 項の級別資格基準表は、大月市規則別表第 1 及び第 2 の規定を適用する。

(昇任の方法)

**第 14 条** 職員の昇任は、必ず勤務成績、昇任試験又は選考によらなければならない。

(任用替)

**第 15 条** 大月都留広域事務組合職員給与条例(昭和 42 年条例第 6 号)別表第 1 に規定する行政職給料表(1)の適用を受けていない職員を吏員に任用する場合は、勤務成績、勤続年数及び試験の結果に基づき選考により任用替えすることができる。

(在職者の採用試験)

**第 16 条** 事務員、技術員及び技能員はその職に在籍のままで採用試験を受けることができる。この場合は身体検査を免除することがある。

2 前項の規定に基づき採用試験に合格し、現に在職する職より上位の職に採用されたときは、これを昇任したものとみなす。

(昇任試験)

**第17条** 昇任試験は、第7条の規定を準用する。

2 昇任について昇任試験を実施する職で昇任試験を受験しない者に対しては、昇任は行わない。  
(欠格事項)

**第18条** 次の各号の一に該当する職員は、昇任試験を受け又は在籍のまま採用試験を受けることができない。

- (1) 懲戒処分を受け当該処分から2年を経過しない者
  - (2) 休職を命じられている者
  - (3) 公務によらない疾病で引続き2月以上欠勤している者
- (特別昇給)

**第19条** 次の各号の一に該当する者は前各条の規定によらないで特に昇任させることができる。

- (1) 公務のため死亡したとき。
- (2) 公務のため負傷し、再びその職務を遂行することができないため退職するとき。
- (3) 勤務成績良好で永年勤続した職員が退職し又は死亡したとき。

第4章 選考

(選考の方法)

**第20条** 選考は、選考される者の職の職務遂行の能力の有無を選考の基準に適合しているかどうかを判定するものとし、必要に応じ経歴評定、実地試験、筆記試験その他の方法を用いることができる。

(選考の基準)

**第21条** 選考の基準は、その職に応じて経歴、学歴又は知識若しくは技能を有し、かつ、免許その他必要とされる資格を有することとし、昇任の場合については、更に勤務成績の良好であることを含むものとする。

第5章 雑則

**第22条** この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の日において現に在職する職員は、この規則により任用されたものとみなす。